

「八王子市特定事業主行動計画」の見直しについて

平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」(施行期間 平成 17 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)に基づき、本市では平成 17 年に「八王子市特定事業主行動計画」を策定しました。計画の 5 年目となる平成 21 年度に、後期 5 年間(平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)の計画について、見直しを行いました。

見直しの内容

今回の見直しでは、前期計画を踏襲しつつ、子育てしやすい環境整備に向け、より実効性のある計画としました。また、主に制度の周知強化をはじめ、職員がそれぞれの立場に応じて求められる役割とその具体的な取り組みを明記しました。

主な見直し内容は以下のとおりです。

(1) 重点的に実施する取り組み

- ア 前計画で実施した取り組みの周知徹底及び情報発信の実施
- イ 新たな取り組み
 - (ア)「パパ・ママスケジュール」(予定表)の導入
 - (イ)妊娠中の職員の時間外勤務免除
 - (ウ)3歳までの子を養育する職員からの申請により時間外勤務を免除
- ウ 法改正に伴う制度の見直し等及び導入
 - (ア)子ども看護休暇の見直し
 - (イ)短期の介護休暇の導入
 - (ウ)育児休業制度の見直し

(2) 職員に求められる役割を明記

- ア 子育て中の職員 : 業務と育児の関わり方について
- イ 所属長・主査 : 子育てしやすい環境づくりについて
- ウ 周囲の職員 : 制度の理解と子育て中の職員への支援について